| 規　則　名 | 理　　由 | 要　　旨 |
| --- | --- | --- |
| 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 | 奈良県立奈良高等学校について、教育課程の実施における城内学舎の使用を終了することから、学校の位置の規定について所要の改正をしようとするものである。 | 1　高等学校の位置<br>奈良県立奈良高等学校の位置から「大和郡山市城内町二の四五」を削除する。<br>（別表第１関係）<br>2　施行期日<br>令和元年９月１日から施行する。<br>（改正附則関係） |